報道機関の皆さんへお知らせ

報道発表資料の配付日時　２月 27 日（金）10 時 00 分

標　　題	中小・小規模事業者賃上げ環境整備支援補助金の事前告知について
日　　時	
場　　所	
内　　容	道では、エネルギー価格高止まり等の影響を受けている中小・小規模事業者の生産性向上等を図り、持続的な賃上げに踏み出せる環境を整備するため、経営改善に資する経費を支援します。４月中旬頃から募集を開始する予定ですので、広く周知についてよろしくお願いします。 ※本事業は、生産性向上を通じた賃上げ環境整備のため、２月 20 日に第１回定例道議会で可決されました。 〈事業概要〉 ■事 業 名：中小・小規模事業者賃上げ環境整備支援事業費 ■補助対象者：道内の中小・小規模事業者等 ■補助率等：通常枠　１／２　２００万円以内 促進枠　３／４　３００万円以内 ■賃上げ要件：通常枠　率を問わない 促進枠　４％以上 ※2025 年 12 月時点と比較し、事業終了時点までに賃上げが必要 ■加点要素：パートナーシップ構築宣言の登録・公表企業 ■補助対象経費：新事業展開、新商品・サービス開発、設備投資（デジタル技術の導入を含む）、人材育成・確保・定着、販路拡大など、賃上げ環境の整備に要する経費 ■募集期間：**４月中旬頃～６月下旬頃（予定）** ■採択決定：８月頃（予定） ●加点要素、補助対象経費などの制度の詳細については検討中です。内容が固まり次第、順次次のページで更新していきます。 ① 【当該事業について】 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/249117.html ② 【パートナーシップ構築宣言について】 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/237820.html
取材に当たってのお願い	
他のクラブとの関係	
連　絡　先	渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課（担当者：明珍） ＴＥＬ　0138-47-9051　内線　6-250-2400　公用スマホ　45127

配布形式　電子■・紙□　　渡島総合振興局　　ＨＰ掲載　有■・無□

2026.2.24改正
(2026.2.20掲載)

北海道

中小・小規模事業者
賃上げ環境整備支援補助金のご案内

補助対象者	道内の中小・小規模事業者等※1	
区分	通常枠	促進枠
補助率	１／２	３／４
上限額	２００万円	３００万円
賃上げ要件※２	率を問わない	４％以上
加点要素	パートナーシップ構築宣言の登録・公表企業※３　など	
補助対象経費	新事業展開、新商品・サービス開発、設備投資（デジタル技術の導入を含む）、人材育成・確保・定着、販路拡大など、賃上げ環境の整備に要する経費 （例） 機械装置・システム等費、クラウド使用料、広報費、展示会出展費、開発費、専門家謝金、委託費、外注費、研修費　など	
スケジュール（予定）	募集期間：４月中旬頃～６月下旬頃 採択決定：８月頃	

※１　詳細は裏面を参照
※２　２０２５（令和７年）年１２月時点と比較し、事業終了時点までに賃上げを実施。
※３　パートナーシップ構築宣言ポータルサイト（https://www.biz-partnership.jp/ ）への登録で加算される。公表までに時間を要しますので、早めにご登録ください。

北海道経済部地域経済局
中小企業課経営支援係　011-204-5331
URL：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/249117.html

広げよう！
パートナーシップ
構築宣言

補助対象者

1　道内中小・小規模事業者

⑴　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する会社（株式会社、有限会社、合同会社、合名会社、合資会社、士業法人）又は個人事業者で、道内に本店（個人事業者は住所）を有し、下図に該当する業種における資本金、または従業員数のいずれかを満たしていること。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項及び同条第13項第2号により定める事業及びみなし大企業は除く。

業種	資本金	従業員数
①製造業・建設業・運輸業・その他業種（②～④除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※「みなし大企業」とは、次の各号のいずれかに該当する者です。
なお、国及び自治体等の公的機関は次の①から⑤において大企業とみなします。
①発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者
②発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者
③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者
④発行済株式の総数又は出資価格の総額を①から③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
⑤①から③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

⑵ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立した事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合で道内に主たる事務所又は事業所を有するもの。

⑶ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立した協業組合、商工組合、商工組合連合会で道内に主たる事務所又は事業所を有するもの。

⑷ 特定非営利活動促進法に基づき設立した特定非営利活動法人（従業員数が300人以下である法人に限る。）で道内に主たる事務所又は事業所を有するもの。

2　道内中小・小規模企業者であっても対象とならないもの

⑴ 暴力団関係者

⑵ その他、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと事務局が判断する者

3　参考～道内中小・小規模企業者に該当しないもの（交付対象外）

社会福祉法人、医療法人、農事組合法人、農業法人、社団・財団法人、学校法人、有限責任事業組合（LLP）

雇用している従業員の賃上げが必要です

※現在従業員がいなくても、新たに雇用した場合は申請が可能です。

その他、加点要素、補助対象経費などの制度の詳細については検討中です。